

目 次

Chapter

1

立地適正化計画の中間評価に当たって

1	はじめに	1
2	立地適正化計画の概要	1
3	評価の流れ	4

Chapter

2

各誘導施策の実施状況等

1	都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導するための施策	5
2	居住誘導区域内に居住を誘導するための施策	13
3	居住誘導区域外に係る施策	18
4	公共交通に係る施策	21

Chapter

3

数値目標に関する評価

1	数値目標について	25
2	「基本指標」に関する評価	26
3	「重点指標」および「期待される効果」に関する評価	32

Chapter

4

課題等の整理、評価および対応方針

1	進捗状況等のまとめ	37
2	課題の整理	37
3	評価の総括	38
4	今後の対応方針	38

立地適正化計画の中間評価に当たって

1 はじめに

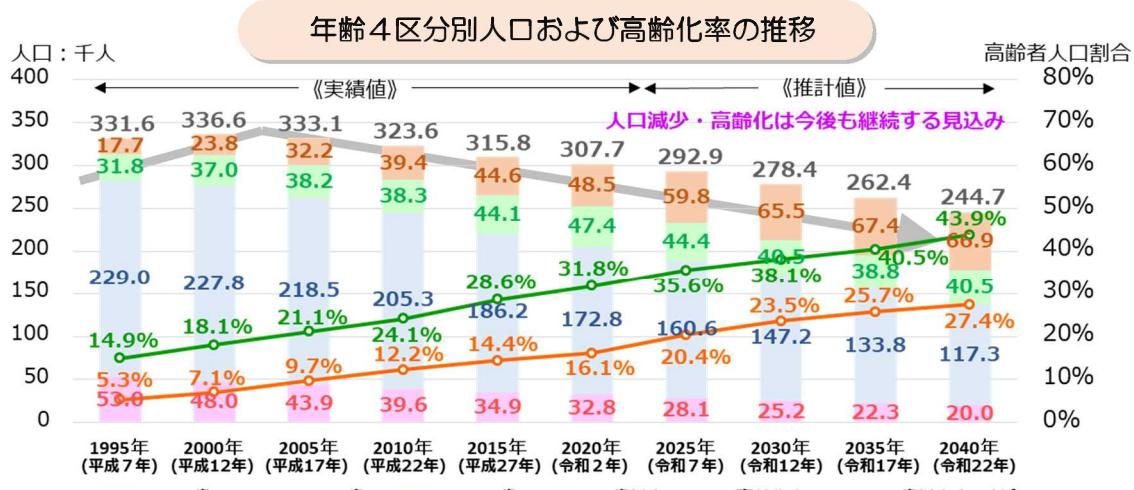
本報告書は、『秋田市立地適正化計画』の策定から概ね5年が経過したことを受け、都市再生特別措置法の規定に基づき、居住および都市機能の誘導施策の実施状況等について、評価結果を報告するものです。

2 立地適正化計画の概要

(1) 計画の背景・趣旨

本市の人口は、2003年（平成15年）をピークに減少に転じ、また、年齢構成では、65歳以上の老人人口は増加しており、今後もこれらの傾向は継続する見込みです。

そうした中、現在の市街地のままで人口減少・高齢化が進行すると、市街地の低密度化が進み、一定の人口に支えられてきた医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービスの提供や、地域のコミュニティの維持が困難になることが懸念されるほか、財政制約の高まりにより公共建築物や道路、橋りょう等の社会基盤施設の急速な老朽化への対応が困難になることが懸念されています。



資料：国勢調査（1995～2020年（平成7年～令和2年））、国立社会保障人口問題研究所（2025年（令和7年）～）
2005年（平成17年）1月以前のデータは、旧河辺町、旧雄和町を含む
2020年（令和2年）までの総人口は、「年齢不詳人口」を含む

避けるべき将来の都市のイメージ



1章 立地適正化計画の中間評価に当たって

このような背景を受け、本市では、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、さらに、財政面および経済面において持続可能な都市となるよう、将来の都市の形として、多様な生活サービス施設や住居等がまとまって立地し、地域住民が公共交通等により、これらの生活サービス施設等を容易に利用できるように、都心・中心市街地と6つの地域中心を核とする『多核集約型のコンパクトシティの形成』を目指すこととしました。

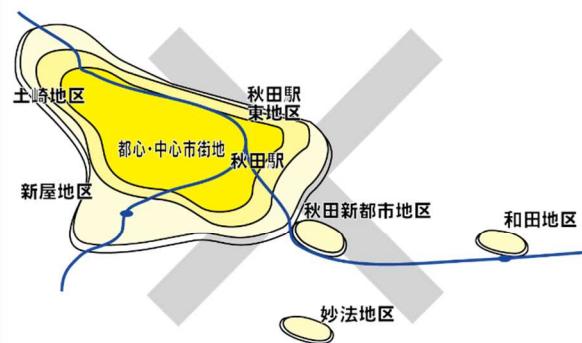
そうした方針のもと、2014年（平成26年）に都市再生特別措置法で創設した「立地適正化計画制度」を活用し、2018年（平成30年）に本市における住宅と医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービス施設の立地の適正化に関する基本方針とともに、それらを誘導する区域や施策等を定める『秋田市立地適正化計画（以下「計画」という。）』を策定し、目標年次を2040年（令和22年）として取組を進めております。

多核集約型都市構造のイメージ

【避けるべき将来の都市構造】

拡散型都市構造

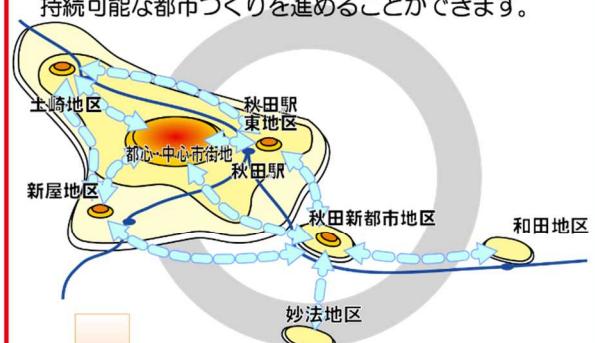
- 一定の人口に支えられてきた医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービスの提供や、地域コミュニティの維持が困難になることが懸念されます。
- 低密度の市街地がさらに拡大し、公共建築物や道路、橋りょう等の社会基盤施設の急速な老朽化への対応が困難になることが懸念されます。



【目指すべき将来の都市構造】

多核集約型コンパクトシティ

- 多様な生活サービス施設や住居等がまとまって立地し、地域住民が公共交通等により、各生活サービス施設等を容易に利用することができます。
- 拠点間を円滑に移動することができる道路網や公共交通が確保され、拠点間の連携・交流が活性化されます。
- 拠点となる地域に都市機能や開発を計画的に誘導・集約することで、将来にわたり財政面・経済面において持続可能な都市づくりを進めることができます。



【生活サービス】

- 生活サービス施設へのアクセス性の向上による、生活の質の向上
- 外出機会、滞在時間の増加による消費拡大
- 生活サービス機能の維持

【移動】

- 自動車を利用できない人々の移動しやすさの向上
- 交通費の低減
- 自転車や歩行利用の増加による健康改善

「密度の経済」の発揮

【地域活動】

- 高齢者の社会参画、コミュニティの維持

【経済活動】

- 通勤時間短縮による労働生産性向上
- サービス産業の投資誘発

【環境】

- 環境負荷低減

【行政運営】

- 公共建築物・社会基盤施設の維持管理の合理化
- 行政サービスの効率化

(2) 立地適正化計画の概要

➤立地適正化計画で定める事項

- ①まちづくりの方針
- ②目指すべき都市の骨格構造、課題解決のための施策・誘導方針
- ③居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施設および誘導施策

➤居住誘導区域・都市機能誘導区域とは

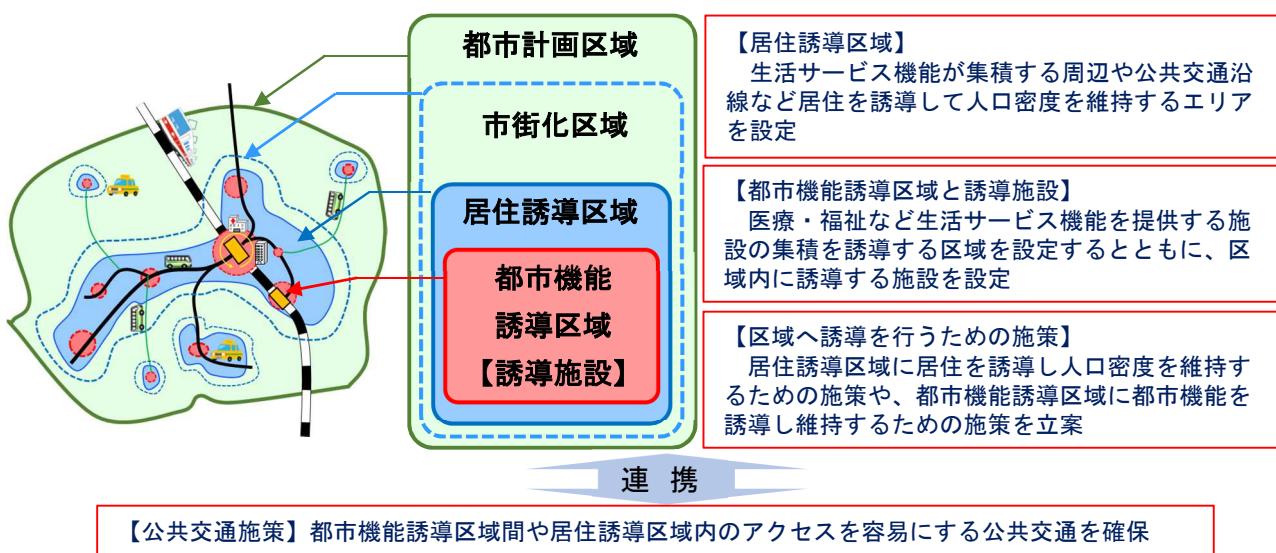
①居住誘導区域

⇒人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

②都市機能誘導区域

⇒医療・福祉・商業・子育て支援等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

立地適正化計画のイメージ



秋田市立地適正化計画における拠点別誘導施設一覧

誘導施設	高次広域拠点 (中央地域)	生活拠点		
		地域間連携型 (南部地域)	増進型 (東部・西部・北部地域)	維持型 (河辺・雄和地域)
介護・福祉機能	通所介護施設 (通所系高齢者福祉施設)	○	○	○
子育て機能	特定教育・保育施設等 (保育所・認定こども園・幼稚園)	○	○	○
	地域型保育事業 (小規模保育事業・事業所内保育事業)	○	○	○
商業機能	店舗面積10,000m ² 以上の 小売商業施設	○	○	-
	店舗面積1,000m ² 以上の生鮮食料品を 扱うスーパー・ドラッグストア	○	○	○
医療機能	医科診療所(有床診療所を除く)	○	○	○
教育・文化機能	博物館・美術館等	○	-	-
	文化ホール等	○	-	-
	市民交流施設	○	○	-

○「誘導施設」：誘導施設として位置付け、緩やかに誘導を促進する施設

3 評価の流れ

評価の方法は、計画の「8. 2 計画の進行管理（P80）」に基づきます。

はじめに、2章「各誘導施策の実施状況等」では、計画で設定した4つの誘導施策の分類ごとに、「①誘導施策の実施状況（アウトプット）」および「②個々の施策展開によってたらされる効果（アウトカム）」の視点から、確認・評価します。

次に、3章「数値目標に関する評価」では、「都市機能」、「居住」および「公共交通」それぞれの視点から数値目標を設定した『基本指標』と、計画の3つの目標に対応して数値目標を設定した『重点指標』および『計画に位置付けた誘導施策の展開によって期待される効果』について、進捗状況を評価します。

最後に、4章「課題等の整理、評価および対応方針」において、課題等について整理を行い、計画の進捗状況について評価し、今後の対応方針を示します。

評価の流れ

2章 各誘導施策の実施状況等

- 都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導するための施策
- 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策
- 居住誘導区域外に係る施策
- 公共交通に係る施策

視点① 誘導施策の実施状況

(アウトプット)

視点② 個々の施策展開によって
もたらされる効果

(アウトカム)

3章 数値目標に関する評価

『基本指標』

視点① 「都市機能」

視点② 「居住」

視点③ 「公共交通」

『重点指標』および『期待される効果』

目標1 『高齢者が健康で、活動・活躍できる「場」の創出による
生きがいのある暮らしの実現』に係る重点指標および効果

目標2 『子育て世代が時間効率メリットを得られる「場」の創出による
子どもとの時間を大切にできる暮らしの実現』に係る重点指標および効果

目標3 『集い・にぎわい・交流が生まれる「場」の創出による
県都『あきた』の新たな都市型生活の実現』に係る重点指標および効果

4章 課題等の整理、評価および対応方針

進捗状況等のまとめ、課題等の整理、評価の総括、今後の対応方針